

平成 25 年 1 月 25 日

各 位

日本商品先物振興協会

「平成 25 年度税制改正大綱」における
商品先物関連の税制措置について（ご報告）

本日、自由民主党より「平成 25 年度税制改正大綱」が公表されました。

この中で、本会が要望しておりました税制改正要望については、下記の結果となりましたことをご報告いたします。

記

I. 本会からの要望内容と当該内容に関する税制改正大綱での取扱い

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

[本会の要望]

申告分離課税を前提として、商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損益、上場株式等の譲渡損益、公社債及び預貯金に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、当該通算後の損失について翌年以降への繰越控除を認め、個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること。

[平成 25 年度税制改正大綱における取扱い]

「第三 検討事項」において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化」と明記したうえで、引き続き検討することとされました。

第三 検討事項

1 (前略)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、対象に公社債等を含める今回の改正を踏まえつつ、総合的な取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。(90 ページ)

2. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

[本会の要望]

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家がリ

スク資産に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除が可能な期間（現行3年間）を延長すること。

⇒平成25年度税制改正大綱において言及された箇所はありません。

3. 外国商品市場取引による決済損益への課税について

[本会の要望]

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

⇒平成25年度税制改正大綱において言及された箇所はありません。

4. 国際課税に係る税制措置

[本会の要望]

非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器に、商品先物取引の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設（Permanent Establishment）と解さないこと。

[平成25年度税制改正大綱における取扱い]

⇒ 「第三 検討事項」に、以下のとおり記載されました。

第三 検討事項

11 非居住者及び外国法人に対する課税原則については、OECD モデル租税条約の改定等を踏まえ、様々な産業における実態や影響等を考慮しつつ、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定を、OECD 承認アプローチ（Authorised OECD Approach）に沿った「帰属主義」に基づく規定に見直すとともに、これに応じた適切な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を行う。（91 ページ）

II. その他の本業界に関連する事項について

金商法上の特定委託者保護基金に対する負担金等の損金参入の取扱い

第二 平成25年度税制改正の具体的内容

三 法人課税 4 その他の租税特別措置等

（国税）延長・拡充等

（14）特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、対象となる商品先物取引法の委託者保護基金が行う特定の業務に金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）附則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる業務を加える。（75 ページ）

Ⅲ. 本税制改正大綱を受けての今後の本会の対応について

今回の税制改正大綱において、「デリバティブを含む」金融所得課税の一体化と明記され、検討事項の筆頭に掲げられたことを踏まえ、今後も引続き、個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、簡素で、金融所得間で中立・公平な税制の実現に取り組んでいくことといたします。

* 「平成 25 年度税制改正大綱」は、本会ホームページに掲載しております。

以 上